

## 減免の申請について (身体障害者手帳、療育手帳の場合)

※ 減免の対象となる自動車は、車検証の名義が  
手帳所持者本人の名義の自動車(手帳所持者本人が所有)です。

(ただし、「身体障害者手帳で18才未満」、「療育手帳《A1、A2》」の方で家族運転の場合は生計を一にする者(同居)が所有する自動車でも可)

※名義変更が必要な場合は、**3月31日までに**熊本運輸支局で手続きを行ってください。

### 申請期限 … 期限を過ぎるとその年度は減免できません

\* 自動車税種別割又は環境性能割が課税されるもの → 登録時又は登録後30日以内

\* 自動車税種別割及び環境性能割が課税されないもの → 登録日から、登録日の翌年度の6月末まで

### (減免に必要な書類)

本人  
運  
転

- 減免申請書(窓口で記入)
- 身体障害者(療育)手帳(原本)
- 本人の運転免許証(両面の写し)
- 本人名義の車検証
- △既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し

家  
族  
運  
転

★運転者は、手帳所持者本人と同一生計(同居)であること

- 減免申請書(窓口で記入)
- 身体障害者(療育)手帳(原本)
- 同一生計(同居)の運転者の運転免許証(両面の写し)
- 車検証
- 下記の(A)～(D)の証明書のうちいずれか1つ
  - (A)「通学」のとき … 「通学証明書」
  - (B)「通院」のとき … 「通院証明書」  
(【病名】と月又は週の【通院日数】が明記されたもの)  
慢性疾患で、最低月1回以上の定期的で継続的な自家用車による通院が条件
  - (C)「通所」のとき … 「通所証明書」  
(デイケア、デイサービスについては、施設の送迎車を利用できない正当な理由が明記されたもの)
  - (D)「生業」のとき … 通勤証明書、所得証明書、源泉徴収票など
- △既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し
- △同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し(コピーを提出)

★いずれの場合も、手帳をお持ちの方が入院中・入所中の場合は、原則減免に該当しません。